

---

日付：2004 年 10 月 29 日

提出元：NTT 東日本

## 題名：3.75MHz まで使用する伝送システムのクラス A への追加について

---

### 1. はじめに

本寄書は、課題管理表 C.3.6.1「クラス A に 3.75MHz まで使用するシステムを追加するか？」に関する弊社の考え方を述べるものである。

### 2. クラス A への新規追加に関する弊社の考え

#### 2.1 JJ100.01 第 2 版に規定されるクラス A への変更方法

JJ100.01 第 2 版に規定されるクラス A への変更方法は、以下の通りである。

#### 5.3.1. 保護されないシステムから保護されるシステムへのクラス変更

既にクラス B に分類されている伝送システムをクラス A に、もしくは、既にクラス C に分類されている伝送システムをクラス A' に変更する際には、以下の条件を適用する。

- (a) ITU 勧告、あるいはその他の標準化団体において仕様が規定されている。
- (b) (a) に該当しないシステムであるが、仕様が確定し広く認知されていることに加え、スペクトル適合性を判断するために必要な項目(送信信号電力、変調方式、符号形式、ビットレート、初期化手順、特定の基準線路と雑音の組合せで確保すべきマージン、など)が全て仕様化されている。
- (c) 日本の加入者線において、広く普及が見込まれる。(目安として 100 万加入が見込まれる、もしくは利用者保護の観点から追加が望ましいと判断される。)
- (d) クラス A あるいはクラス A' に追加されることによって、従来の保護判定基準値に、影響を及ぼさないシステムである。

上記の各条件の中で、(a)～(c)に関しては、((a) or (b)) and (c) を満足しなければならない。また、(d)に関しては、満足することが好ましい。

#### F.1. 保護されないクラスから保護されるクラス(クラス A、A') への変更

- (1) クラス変更を提案する企業は、スペクトル管理 SWG に寄書を提出する。対象となる伝送システムは、既にスペクトル管理 SWG にてクラス B もしくは C に分類されていること。
- (2) スペクトル管理 SWG は、本標準 5.3 で規定されたクラス変更の考え方にに基づき、当該伝送システムをクラス A またはクラス A' に追加するかどうかを判断する。
- (3) クラス A またはクラス A' に当該システムを追加する場合は、スペクトル管理 SWG は、当該伝送システムを含めた全てのクラス A 及びクラス A' に属する伝送システム相互の影響を考慮して保護判定基準値を決定し、「メタリック加入者線伝送システムのスペクトル管理」の必要箇所の改訂案を作成する。(事業者間合意は提案のあった事業者が関係する事

業者を対象に合意形成を行うものとする。)

- (4) 当該伝送システムが広く普及する見込みが高いにもかかわらず、クラス A やクラス A の要件を満足しない場合には、スペクトル管理 SWG は、仕様、標準に関わる検討を DSL 専門委員会に依頼する。
- (5) スペクトル管理 SWG は、検討結果を寄書として DSL 専門委員会に提出する。

## 2.2 クラス A、A へに変更提案されている伝送システム

弊社は、クラス A、A へのクラス変更提案が行われている伝送システムは、以下の通りと受け止めている（伝送システム名が正確に提案されていないものもあるため、OL/FDM 各伝送システムが提案されたものと見なした。）。なお、[D.23] G.992.5 Annex A (FDM)及び[A.28]クワッドスペクトル ADSL FDM については、平成 16 年 10 月現在において、NTT 東西の接続約款に規定されていない伝送システムである。

[D.19] G.992.1 Annex I DBM(FDM)	現クラス B	クラス A (要確認)
[D.20] G.992.1 Annex I DBM(OL)	現クラス C	クラス A (要確認)
[D.21] ダブルスペクトル ADSL SBM(FDM)	現クラス B	クラス A (要確認)
[D.22] ダブルスペクトル ADSL SBM(OL)	現クラス C	クラス A (要確認)
[D.23] G.992.5 Annex A (FDM)	現クラス B	クラス A (要確認)
[D.24] G.992.5 Annex A (OL)	現クラス C	クラス A (要確認)
[D.26] クワッドスペクトル ADSL DBM/FBM(FDM)	現クラス B	クラス A (要確認)
[D.27] クワッドスペクトル ADSL - オーバラップ	現クラス C	クラス A (要確認)
[A.28] クワッドスペクトル ADSL FDM	現クラス B	クラス A (要確認)
[A.37] クワッドスペクトル ADSL DBM(OL)	現クラス C	クラス A (要確認)

なお、JJ100.01 第 2 版 第 5.3 章に、クラス B < - > クラス A 間、クラス C < - > クラス A 間のクラス変更については記述されているが、クラス C < - > クラス A(or)クラス B 等へのクラス変更(利用制限を受けるシステムから利用制限を受けないシステムへのクラス変更)については、今後の課題とされている。従って、上記(要確認)事項についての確認が必要である。

## 2.3 クラス A、A への変更方法に関する弊社の考え

弊社は、クラス A、A へのクラス変更にあたっては、JJ100.01 第 2 版の規定に基づき、SWG で検討を行うことを要望する。仮に、クラス変更方法の見直しを提案されることがあった場合においても、その結果は JJ100.01 第 3 版により反映されるものであると考える。

具体的には、以下のように考える。

)JJ100.01 第 2 版の「5.3.1. 保護されないシステムから保護されるシステムへのクラス変更」に従い、個々の伝送システム毎に(a)～(c)の条件に当てはまるかをスペクトル管理 SWG にて確認を行う。具体的には、伝送システム毎に(a)又は(b)の条件はクリアしているため、(c)の条件に対する確認をスペクトル管理 SWG にて行う。

) (c)の条件確認に当たっては、各通信事業者が、当該伝送システム毎の回線数をスペクトル管理 SWG に報告する必要がある。ただし、各通信事業者において、利用者毎にどの動作モードで提供されているかという回線数については開示されていない。そのため、各通信事業者から SWG へ報告する回線数の取り扱いについては、非公開とすることを前提とすることをスペクトル管理 SWG にて合意願いたい。各通信事業者から報告された回線数の合計値を公開することについては、弊社は反対しない。また、各通信事業者からスペクトル管理 SWG への報告方法については、議論願いたい。

)上記 )項の報告された回線数の合計値より、100 万加入が見込まれない伝送システムかつ、会員企業から当該伝送システムのクラス変更を強く希望された場合については、「利用者保護の観点」について、十分な議論を行うことを要望する。

ある特定の(少数の)伝送システム(X)をクラス A、A に変更した場合(保護される伝送システムへ変更した場合)、保護されない伝送システム(Y)が保護される伝送システム(X)よりも加入者数が多い場合においても、加入者数が少ない伝送システム(X)が、加入者数の多い伝送システム(Y)に規制を課すことがあり得る。

弊社は、少数の伝送システムがその他の伝送システムに対して、その利用制限に影響を与えることは避けるべきと考える。

以上

C.3.6.1	オープン	クラスAに3.75MHzまでまで使用するシステムを追加するか？	SMS-15-41 , SMS-16-17 SMS-16-08 , SMS-17-05
---------	------	---------------------------------	--